

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 名称	米子市観光センター
(2) 所在地	米子市皆生温泉三丁目1番1号
(3) 構造	鉄骨コンクリート造り 地上2階立て
(4) 敷地面積	1,805.23平方メートル
(5) 建築面積	1,610.46平方メートル
(6) 開館日	昭和58年4月1日
(7) 主な施設内容	多目的ホール(267㎡、舞台装置・音響設備・照明一式)、研修室(84㎡)、調理研修室、和室(12.5畳間)、観光案内所、バス発着ステーション、駐車場(31台収容)
(8) 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	米子市観光センターは、皆生温泉の観光振興を図るため設置されている。 市の総合計画では、観光産業のさらなる活性化を図るため、本市および周辺地域との連携により、地域の特色を生かしたコンベンションの誘致や諸外国からの誘客も視野に入れながら、滞在型観光の宿泊拠点都市、北東アジアからのゲートウェイを目指し、魅力と利便性の向上を主な施策としている。
(9) 施設の現状	米子市観光センターは、展示、研修会、講演会等のコンベンションを推進する多目的ホール、また平成31年3月より、レンタサイクル事業をはじめとするサイクリング拠点としての機能を兼ね備えており、観光案内、アクティビティのあっせん、宣伝や宿泊施設の紹介などの利便性を提供するとともに、路線バス等の発着場として利用させる各種交通の集中する滞留拠点施設である。
(10) 施設の運営状況(令和元年度)の概要	ア 利用許可件数 1,789件 イ 利用者数 17,895人 ウ 利用料金収入額 3,213千円 エ 主な自主事業 ・花風の足湯広場の開放 ・プラネタリウムの実施 ・ツアーステーションの創設 管理運営費(支出額の合計) 7,228千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

(2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・ 指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・ 指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・ 利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・ 事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、統括責任者1人を定めておく。

(4) 市が直接行う業務

市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

(6) その他の条件

ア 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力

イ 指定管理者は、米子市観光センターの近隣に所在する皆生海浜公園多目的広場夜間照明施設（有料公園施設）の使用料収納業務（照明施設利用カードの販売）を無料で行う。